

令和4年度及び令和5年度転換分
介護サービス施設等整備事業者
〔特別養護老人ホーム（短期入所生活介護からの転換）〕

募 集 要 項

令和3年7月

山形市福祉推進部長寿支援課

1 趣旨

山形市では、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき、在宅での介護が困難となっても、良質な介護サービスを利用しながら安心して住み慣れた地域で生活できるよう、介護サービスの整備に取り組むこととしており、整備を希望する方の機会均等を図り、円滑かつ公平に事業者を選定するため、公募により整備事業者を募集するものです。

2 募集する介護サービスの種類及び整備数

介護サービスの種類	整備区分	整備数
介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム」という。）	転換	30床程度 （令和4年度：20床程度） （令和5年度：10床程度）

※整備区分の考え方は次のとおりです。

整備区分	考え方
転換	短期入所生活介護（併設型）からの転換であること。

※従来型個室、ユニット型、多床室、いずれの場合も応募可能とします。

※整備事業者数は特に定めておりません。

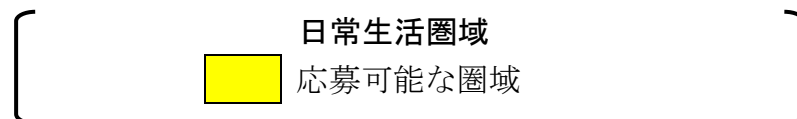
3 整備対象地域

整備対象地域は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、高齢者100人当たりの短期入所生活介護定員が市全体より多い日常生活圏域とします。

（令和3年4月1日現在）

	市全体	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	第7圏域	第8圏域	第9圏域	第10圏域	第11圏域	第12圏域	第13圏域	第14圏域
定員	467	60	30	10	0	20	70	20	49	0	15	45	50	68	30
高齢者人口	72,564	7,162	3,662	5,494	6,169	3,942	5,688	4,284	6,012	4,485	4,806	5,110	6,351	4,904	4,495
高齢者100人当たり定員	0.64	0.84	0.82	0.18	0.00	0.51	1.23	0.47	0.82	0.00	0.31	0.88	0.79	1.39	0.67

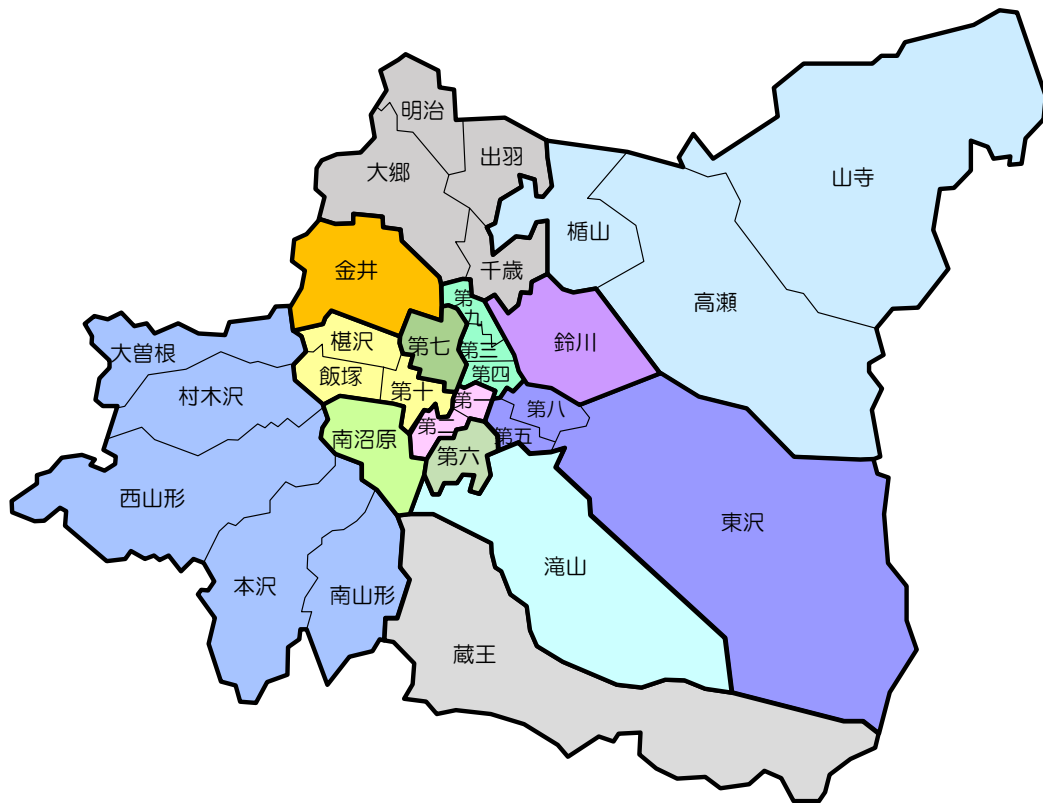
※空床利用については定員に含めていません。



（令和3年4月以降の日常生活圏域）

日常生活圏域	地区
第1圏域	出羽・大郷・明治・千歳
第2圏域	楯山・高瀬・山寺
第3圏域	鈴川
第4圏域	滝山

第5圏域	第六
第6圏域	南山形・本沢・大曾根・西山形・村木沢
第7圏域	第一・第二
第8圏域	第三・第四・第九
第9圏域	第七
第10圏域	第十・飯塚・榎沢
第11圏域	蔵王
第12圏域	第五・第八・東沢
第13圏域	南沼原
第14圏域	金井



4 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を満たすことが必要となります。

- (1) 特別養護老人ホーム（地域密着型を除く）に併設する短期入所生活介護を運営する社会福祉法人であること。
- (2) 転換に係る手続きを行い、令和4年度もしくは令和5年度のいずれか希望する年度に事業を開始できること。

5 応募に当たっての要求仕様

応募の内容は、次の要求仕様を満たすことが必要となります。

(1) 基準条例

- ①山形市指定介護老人福祉施設の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月21日山形市条例第60号）
- ②山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月21日山形市条例第65号）
- ③山形市老人福祉法施行細則（平成7年11月1日規則第58号）

※条例等は、山形市の公式ホームページで確認できます。

山形市役所ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

トップページの「山形市のご案内」－「山形市例規集」－「目次検索」－「第10編厚生」－「第1章社会福祉」及び「第2章介護保険」

(2) 経験年数

令和3年4月1日現在で、特別養護老人ホームの運営期間が10年を経過していること。

(3) 応募床数

1事業者当たりの応募床数は、短期入所生活介護の定員の半数もしくは10床のいずれか少ない方までとします。

(4) 応募単位

応募の単位は、ユニット型は1ユニット、多床室は部屋ごととし、(3) 応募床数を超えないようにしてください。

(5) 事業開始年度

事業開始年度は、令和4年度又は令和5年度のいずれかとし、2ヶ年にまたがった転換は認めません。

6 補助制度について

補助制度はありません。

7 応募の手続等

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和3年7月16日(金)～9月22日(水)まで
配布方法	山形市ホームページ http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp からダウンロードしてください。

(2) 応募者説明会

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、説明会は開催しません。
ご不明な点は、次の(3)により、質問を受け付けます。

(3) 質問及び回答

受付期間	令和3年7月16日(金)～9月3日(金)まで
送信先	山形市長寿支援課
質問方法	質問の内容を簡潔にまとめて、Eメールにより提出してください。 受信確認後、受取確認のEメールをいたします。(電話・郵送・持参等による質問は受け付けません。)
回答	Eメールにより行います。 (電話や口頭での回答など個別的対応は行いません。) なお、質問があった事項については、Q&Aとして、山形市ホームページ http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp にも掲載します。

(4) 応募書類の提出

受付期間	令和3年7月19日(月)～9月22日(水)まで (ただし、土日祝日は除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時まで
提出先	山形市長寿支援課に持参して提出してください。ただし、県外からの応募の場合、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送による提出を認めることとし、受付期間最終日の消印を有効とします。 なお、書類の不足・不備等がある場合は受理しない場合もありますので、早めの提出をお願いします。
提出書類	別添「提出書類一覧表」のとおり (正本及び副本(コピー可)各1部、計2部を提出してください。 また、応募者においても控えを保管してください。) 提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。ファイルに綴じたり、インデックスを付ける必要はありません。 各書類は、証明書等規定のものを除き、原則A4版とし、A3版図面等はA4サイズに折って提出してください。 なお、契約書や証明書等正本に原本の写しを提出する場合は、申請者名で原本証明をしてください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇※法人名
理事長 〇 〇 〇 〇 印

8 応募に当たっての留意点

(1) 複数応募の禁止

1 事業者の応募は1件とします。

(2) 要求仕様等を満たしていない場合

応募者が提出した事業計画が要求仕様等を満たしていない場合は、応募を無効とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。

(4) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(6) 応募書類の取扱い

応募書類等は理由の如何を問わず返却しません。

(7) 事業計画変更の禁止

応募期間終了後は、事業者の都合による計画の変更は一切認めません。ただし、山形市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求める場合があります。

(8) 接触の禁止

山形市関係職員並びに本件関係者に対して、直接、間接を問わず、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(9) 選定後の取扱い

- ①事業計画を審査するため、選定後においても、事業計画の変更は認めません。変更が発覚した場合は、選定を取り消します。ただし、やむを得ない理由がある場合を除きます。

②選定後に事業譲渡等があった場合は、選定を取り消します。

9 日程

応募書類提出後のスケジュール（予定）は次のとおりです。

令和3年9月22日（水）	応募書類の提出期限
～令和3年10月中旬	応募書類確認
令和3年11月上旬	第1回審査委員会
令和3年11月中旬	第2回審査委員会
令和3年11月下旬	第3回審査委員会 ※他の公募と合わせて審査します。
令和3年12月	事業者の決定

10 事業者の選定等

(1) 選定方法

「設置主体の評価」、「事業計画の評価」により審査します。

応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての事業計画が本事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業予定者の決定を行わない場合があります。

(2) 審査結果及び選定の結果通知等

審査結果は、山形市ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp> で公表します。なお、事業者名は、選定された事業者以外は伏せて公表します。

選定の結果は、令和3年12月（予定）に応募事業者全てに文書にて通知します。

11 問い合わせ先

山形市福祉推進部長寿支援課計画推進係（山形市庁舎2階27番窓口）

住所 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（内線653）

FAX 023-624-8398

メールアドレス choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp